

○内閣府令第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、こ

れを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「株式会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所属銀行」、「電子決済等取扱業」、「電子決済等関連預金媒介業務」、「電子決済等取扱業者」、「外国電子決済等取扱業者」、「認定電子決済等取扱事業者協会」、「電子決済等代行業」、「電子決済等代行業者」、「認定電子決済等代行業」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務等」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行業、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、株式会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所属銀行、電子決済等取扱業、電子決済等関連預金媒介業務、電子決済等取扱業者、外国電子決済等取扱業者、認定電子決済等取扱事業者協会、電子決済等代行業、電子決済等代行業者、認定電子決済等代行業者協会、指定紛争解決機関、銀行業務、電子決済等取扱業務、銀行業務等、苦情処理手続、紛争解決手</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所属銀行」、「電子決済等取扱業」、「電子決済等関連預金媒介業務」、「電子決済等取扱業者」、「外国電子決済等取扱業者」、「認定電子決済等取扱事業者協会」、「電子決済等代行業者」、「認定電子決済等代行業者協会」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務等」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所属銀行、電子決済等取扱業、電子決済等関連預金媒介業務、電子決済等取扱業者、外国電子決済等取扱業者、認定電子決済等取扱事業者協会、電子決済等代行業、電子決済等代行業者、認定電子決済等代行業者協会、指定紛争解決機関、銀行業務、電子決済等取扱業</p>

続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の届出)

第十条の二 「略」

2 前項第四号に規定する「親会社等」とは、他の法人等の総株主等の議決権（法第二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。第三十四条の六十八第三項及び第三十四条の七十七第二項を除き、以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前項各号に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

3 「略」

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 「略」

2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目

務、銀行業務等、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の届出)

第十条の二 「同上」

2 前項第四号に規定する「親会社等」とは、他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、同項各号に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

3 「同上」

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 「同上」

2 「同上」

的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するものの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

「一〇三 略」

四 金銭債権（第十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもつて表示されるもの、円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行つた貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）又は貸付債権（外国において取引されるものを含む。）に限る。）の取得又は譲渡

「四の二〇十七 略」

「三・四 略」

5 特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならぬ。

一 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。） 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第十七条の二第五項及び第九項第二号並びに第三十四条の十六第七項第二号において同じ。）又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとす

「一〇三 同上」

四 金銭債権（第十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行つた貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡

「四の二〇十七 同上」

「三・四 同上」

5 「同上」

一 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。） 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法に

た場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

〔二〇四 略〕

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 [略]

〔2〇4 略〕

5 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第九項第二号及び第三十四条の十六第七項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条及び第三十四条の十六において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第九項第二号及び第十三項並びに第三十四条の十六第七項第二号において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

より算出した額

〔二〇四 同上〕

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 [同上]

〔2〇4 同上〕

5 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条及び第三十四条の十六第七項第二号において同じ。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

6 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

「一〇十 略」

7 「略」

8 法第十六条の二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

「一・二 略」

9 第五項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

一 議決権を銀行若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。）

以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第五項に規定する会社に該当していた会社であつて、その議決権が当該銀行若しくはその子会社

6 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

「一〇十 同上」

7 「同上」

8 法第十六条の二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

「一・二 同上」

9 第五項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を銀行若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。）以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定め

の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二 議決権を特定子会社（法第十六条の二第一項第十二号に規定する特定子会社をいう。以下この条及び第十七条の七の三第三項において同じ。）に取得された時に第五項に規定する会社に該当していた会社であつて、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなかつた会社を含む。）

10 前項（第二号を除く。）の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第十六条の二第一項第十二号」とあるのは、「第十六条の二第一項第十三号」と読み替えるものとする。

11 第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令」とあるのは「第十六条の二第一項第十四号に規定する内閣府令」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなかつた会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

12 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社^{（法第十六条の二第一項第十二号に規定する特定子会社をいう。以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）}、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の

る会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第十六条の二第一項第十二号」とあるのは、「第十六条の二第一項第十三号」と読み替えるものとする。

11 第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第十六条の二第一項第十二号」とあるのは、「第十六条の二第一項第十四号」と読み替えるものとする。

12 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社^{（法第十六条の二第一項第十二号に規定する特定子会社をいう。次項及び第十七条の七の三第三項において同じ。）}がその取得した第五項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において

内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この章並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日）をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下この項、第十七条の六第一項第九号、第十七条の七の三第四項並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行に係る同項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該銀行に係る同項第十四号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社

「新規事業分野開拓会社」という。）第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この章並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日）をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下この項、第十七条の六第一項第九号、第十七条の七の三第四項並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行に係る同項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該銀行に係る同項第十四号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ

等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十四項第二号及び次条第二項第十二号を除き、以下この章及び第五章において同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下この章並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13 「略」

14 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 「略」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主と

れ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下この章並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13 「同上」

14 「同上」

一 「同上」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに

して行うものに限る。）

三 次条第二項第十四号の三に掲げる業務

〔15・16 略〕

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 〔略〕

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一〕十 略〕

十一 機械類その他の物件を使用させる業務（法第十条第二項第十号に掲げる業務が行われない場合を除く。）

十二 次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該団体の発行する社債（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式等に係る配当を受け取ること又は株式等に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式等を取得すること。

ホ 当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百

限る。）

〔号を加える。〕

〔15・16 同上〕

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕十 同上〕

十一 機械類その他の物件を使用させる業務（金融庁長官が定める基準により主として法第十条第二項第十八号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ 〔号の細分を加える。〕

ヘ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業

三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

〔十三〕三十九 略〕

〔3〕6 略〕

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六 〔略〕

〔2〕3 略〕

4 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第一号に該当する会社のうち第十七条の二第六項第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

〔一・二 略〕

5 〔略〕

6 法第五十二条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

〔十三〕三十九 同上〕

〔3〕6 同上〕

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六 〔同上〕

〔2〕3 同上〕

4 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一・二 同上〕

5 〔同上〕

6 法第五十二条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

「一・二 略」

7|| 第三項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

一 議決権を銀行持株会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は次条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第三項に規定する会社に該当していた会社であつて、その議決権が当該銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二 議決権を特定子会社（法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する特定子会社をいう。以下この条及び第三十四条の二十三の二第三項において同じ。）に取得された時に第三項に規定する会社に該当していた会社であつて、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

8 前項（第二号を除く。）の規定は、第四項に規定する会社に該当

「一・二 同上」

7|| 第三項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を銀行持株会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は次条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第三項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8 前項の規定は、第四項に規定する会社に該当していたものについ

していたものについて準用する。この場合において、前項中「第十二条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十二条の二十三第一項第十二号」と読み替えるものとする。

9 第七項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第七項中「第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令」とあるのは「第五十二条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなつた会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

10 第三項から前項まで（第五項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第三項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第四項に規定する会社若しくは第八項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この款並びに第三十五条第三項第九号、第十二号及び第十四号において「事業再生会社」という。）又は第六項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日）をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第十七条の二第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社

て準用する。この場合において、前項中「第五十二条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十二条の二十三第一項第十二号」と読み替えるものとする。

9 第七項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第七項中「第五十二条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十二条の二十三第一項第十三号」と読み替えるものとする。

10 第三項から前項まで（第五項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する特定子会社をいう。次項及び第三十四条の二十三の二第三項において同じ。）がその取得した第三項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第四項に規定する会社若しくは第八項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この款並びに第三十五条第三項第九号、第十二号及び第十四号において「事業再生会社」という。）又は第六項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日）をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権

が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社(以下この項、第三十条の二十第一項第九号、第三十四条の二十三の二第四項並びに第三十五条第三項第九号、第十二号及び第十四号において「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行持株会社に係る同項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該銀行持株会社に係る同項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社及び事業再生会社(第五項に定める要件に該当するものに限る。以下この款並びに第三十五条第三項第九号、第十二号及び第十四号において同じ。))の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数という。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等

が第十七条の二第六項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。)の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社(以下この項、第三十四条の二十第一項第九号、第三十四条の二十三の二第四項並びに第三十五条第三項第九号、第十二号及び第十四号において「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行持株会社に係る同項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該銀行持株会社に係る同項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社及び事業再生会社(第五項に定める要件に該当するものに限る。以下この款並びに第三十五条第三項第九号、第十二号及び第十四号において同じ。))の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数という。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当

<p>の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。</p> <p>〔11〕 〔14〕 略</p>	<p>該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。</p> <p>〔11〕 〔14〕 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第二条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(金庫の子会社の範囲等) 第六十四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。</p> <p>「一〇十 略」</p> <p>十一 機械類その他の物件を使用させる業務(法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき当該業務が行われない場合を除く。)</p> <p>十二 次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p> <p>イ 当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。</p> <p>ロ 当該団体の発行する社債(法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債を除く。)を取得すること。</p> <p>ハ 当該団体の発行する新株予約権を取得すること。</p> <p>ニ 株式若しくは持分に係る配当を受け取ること又は株式若しくは</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(金庫の子会社の範囲等) 第六十四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇十 同上」</p> <p>十一 機械類その他の物件を使用させる業務(法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。)</p> <p>十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p> <p>イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。</p> <p>ロ 当該会社の発行する社債(法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債を除く。)を取得すること。</p> <p>ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。</p> <p>ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得る</p>

は持分に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式若しくは持分を取得すること。

ホ 当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

〔十三〕二十二 略〕

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

〔二十四〕三十九 略〕

〔4〕10 略〕

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六十六条 金庫は、認可対象会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては法第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社をいい、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては法第五十四

ことを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

「号の細分を加える。」

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

〔十三〕二十二 同上〕

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

〔二十四〕三十九 同上〕

〔4〕10 同上〕

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六十六条 〔同上〕

条の二十三第四項に規定する認可対象会社（同条第一項第十四号に掲げる会社（第六十六条の三に規定する会社を除く。）を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十五第一項に規定する国内の会社をいう。第七十条第十三項第二号を除き、以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「略」

〔2〇11 略〕

（特例対象会社）

第六十九条の二 「略」

〔一〇四 同上〕

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十五第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「同上」

〔2〇11 同上〕

（特例対象会社）

第六十九条の二 「同上」

2 「略」

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社（信用金庫にあつては法第五十四条の二十一第一項第二号に規定する特定子会社をいい、信用金庫連合会にあつては法第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する特定子会社をいう。次条第八項、第十一項及び第十二項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十二第八項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔4・5 略〕

（専門子会社の業務等）

第七十条 「略」

〔2・3 略〕

2 「同上」

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社（信用金庫にあつては法第五十四条の二十一第一項第二号に規定する特定子会社をいい、信用金庫連合会にあつては法第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する特定子会社をいう。次条第十一項及び第十二項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十二第八項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔4・5 同上〕

（専門子会社の業務等）

第七十条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第八項第二号及び第七百七条第五項第一号において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第八項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第八項第二号及び第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十一年を経過していない会社とする。

5 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

「一〇十 略」

4 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

5 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

「一〇十 同上」

6 「略」

7 法第五十四条の二十一第一項第四号又は第五十四条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

「一・二 略」

8 第四項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

- 一 議決権を金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第四項に規定する会社に該当していた会社であつて、その議決権が当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社
- 二 議決権を特定子会社に取得された時に第四項に規定する会社に該当していた会社であつて、当該議決権を特定子会社に取得され

6 「同上」

7 法第五十四条の二十一第一項第四号又は第五十四条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

「一・二 同上」

8 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

てから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

9 前項（第二号を除く。）の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第四号又は第五十四条の二十三第一項第十三号」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

〔11・12 略〕
13 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

- 一 〔略〕
- 二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受

9 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第四号又は第五十四条の二十三第一項第十三号」と読み替えるものとする。

〔11・12 同上〕
13 〔同上〕

- 一 〔同上〕
- 二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受

けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）

三 第六十四条第三項第十四号の三に掲げる業務

〔14〕16 略〕

(特定取引勘定)

第七百七条 〔略〕

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

〔一〕三 略〕

四 金銭債権（第五十三条第三項第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもつて表示されるもの、円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）又は貸付債権（外国において取引されるものを含む。）に限る。）の取得又は譲渡

〔四の二〕十七 略〕

けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

〔号を加える。〕

〔14〕16 同上〕

(特定取引勘定)

第七百七条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 金銭債権（第五十三条第三項第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡

〔四の二〕十七 同上〕

<p style="text-align: right;">〔3〕5 略〕</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等） 第七十条の十一 〔略〕</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に 関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に 掲げる要件の全てに該当する者に限る。）</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p>	<p style="text-align: right;">〔3〕5 同上〕</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等） 第七十条の十一 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号） 第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合 の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行 する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限 る。）</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(信用協同組合等の子会社の範囲等) 第四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。</p> <p>「一〇十 略」</p> <p>十一 機械類その他の物件を使用させる業務(中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき当該業務が行われない場合を除く。)</p> <p>十二 次に掲げる行為により国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p> <p>イ 当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。</p> <p>ロ 当該団体の発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)を取得すること。</p> <p>ハ 当該団体の発行する新株予約権を取得すること。</p>	<p>(信用協同組合等の子会社の範囲等) 第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇十 同上」</p> <p>十一 機械類その他の物件を使用させる業務(中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。)</p> <p>十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p> <p>イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。</p> <p>ロ 当該会社の発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)を取得すること。</p> <p>ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。</p>

ニ 株式若しくは持分に係る配当を受け取ること又は株式若しくは持分に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式若しくは持分を取得すること。

ホ 当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

〔十三〕三十九 略〕

〔4〕10 略〕

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては法第四条の二第三項に規定する認可対象会社をいい、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては法第四条の四第三項に規定する認可対象会社（同条第一項第十号に掲げる会社（第六条の三に規定する会社を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。）を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受け

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

「号の細分を加える。」

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

〔十三〕三十九 同上〕

〔4〕10 同上〕

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条 「同上」

ようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の六第一項に規定する国内の会社をいう。第十條第十三項第二号を除き、以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 〔略〕

〔2〇5 略〕

（特例対象会社）

第九條の二 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社（信用協同組合にあつては法第四条の二第一項第二号に規定する特定子会社をいい、信用協

〔一〇四 同上〕

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 〔同上〕

〔2〇5 同上〕

（特例対象会社）

第九條の二 〔同上〕

2 〔同上〕

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社（信用協同組合にあつては法第四条の二第一項第二号に規定する特定子会社をいい、信用協

同組合連合会にあつては法第四条の四第一項第七号に規定する特定子会社をいう。次条第八項、第十一項及び第十二項において同じ。
（）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。第一百十条の六十八第三項及び第一百十条の七十六第二項を除き、以下同じ。）に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔4・5 略〕

（専門子会社の業務等）

第十条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定す

同組合連合会にあつては法第四条の四第一項第七号に規定する特定子会社をいう。次条第十一項及び第十二項において同じ。（）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。第一百十条の六十八第三項及び第一百十条の七十六第二項を除き、以下同じ。）に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔4・5 同上〕

（専門子会社の業務等）

第十条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定す

る内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第八項第二号において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第八項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第八項第二号及び第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

5 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

6 「一〇十 略」
〔略〕

7 法第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号に規定す

る内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

5 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

6 「一〇十 同上」
〔同上〕

7 法第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号に規定す

る内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

〔一・二 略〕

8|| 第四項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第四
四条の二第一項第二号又は法第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

一 議決権を信用協同組合等若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第四項に規定する会社に該当していた会社であつて、その議決権が当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二 議決権を特定子会社に取得された時に第四項に規定する会社に該当していた会社であつて、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引

る内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

〔一・二 同上〕

8|| 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を信用協同組合等若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号又は法第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

9 前項（第二号を除く。）の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

〔11・12 略〕

13 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 〔略〕

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主と

9 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号」と読み替えるものとする。

〔11・12 同上〕

13 〔同上〕

一 〔同上〕

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>して行うものに限る。）</p> <p>三 第四条第三項第十四号の三に掲げる業務 〔14〕〔16〕 略</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等） 第一百条の四十四 〔略〕</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に 関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に 掲げる要件の全てに該当する者に限る。）</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p>	<p>限る。）</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔14〕〔16〕 同上</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等） 第一百条の四十四 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号） 第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合 の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行 する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限 る。）</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p>
---	--	--

(保険業法施行規則の一部改正)

第四条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 この府令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「<u>外国相互会社</u>」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理人」、「少額短期保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」、「公告方法」、「指定紛争解決機関」、「生命保険業務」、「損害保険業務」、「少額短期保険業務」、「保険仲立人保険募集」、「保険業務等」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、<u>外国相互会社</u>、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険募集人、損害保険代理人、少額短期保険募集人、保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人、保険募集、公告方法、指</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 この府令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「<u>外国相互会社</u>」、「<u>総株主等の議決権</u>」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理人」、「少額短期保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」、「公告方法」、「指定紛争解決機関」、「生命保険業務」、「損害保険業務」、「少額短期保険業務」、「保険仲立人保険募集」、「保険業務等」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、<u>外国損害保険会社等</u>、<u>外国相互会社</u>、<u>総株主等の議決権</u>、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険募集人、損害保険代理人、少額短期保険募集人、保険募集人、所属保険会</p>

定紛争解決機関、生命保険業務、損害保険業務、少額短期保険業務、保険仲立人保険募集、保険業務等、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。

(密接な関係の範囲)

第一条の二の二 令第一条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定める密接な関係は、次の各号に掲げる関係をいう。

一 二以上の団体相互が次のイからハまでに掲げる関係のいずれかを有するという関係

〔イ・ロ 略〕

ハ 一方の者が他方の者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者である関係

(1) 一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下この編、第六条、第四十六条、第二編第三章（第五十二条の十二の二を除く。）、第四章、第六章、第七章、第五十五条及び第五十五条の六、第一百八条、第十一章（第二百十条の十の二を除く。）、第十二章（第二百十一条の三十八及び第二百十一条の八十二を除く。）、第四編並びに第二百四十六条において同じ。）の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

社等、保険仲立人、保険募集、公告方法、指定紛争解決機関、生命保険業務、損害保険業務、少額短期保険業務、保険仲立人保険募集、保険業務等、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。

(密接な関係の範囲)

第一条の二の二 「同上」

一 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 「同上」

(1) 「同上」

(i) 「略」

(ii) 当該一方の者が法人その他の団体（以下この号及び第四十五条の二十五第三項において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主等の議決権（法第二条第十一項に規定する総株主等の議決権をいう。第二百三十九条の五第三項及び第二百三十九条の十四第二項を除き、以下同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。（iv）において同じ。）

〔iii〕
〔vii〕 略

(2) 「略」

〔二・三 略〕

〔2・3 略〕

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇十二 略〕

十三 法第九十六条の九の二第一項の規定により組織変更に際して組織変更株式交付をすることとしたときは、次に掲げる書面

〔イ〇ハ 略〕

ニ 保険会社又はその子会社が国内の会社（法第一百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第五十六条第十六項第二号及び第

(i) 「同上」

(ii) 当該一方の者が法人その他の団体（以下この号及び第四十五条の二十五第三項において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。（iv）において同じ。）

〔iii〕
〔vii〕 同上

(2) 「同上」

〔二・三 同上〕

〔2・3 同上〕

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条 「同上」

〔一〇十二 同上〕

十三 「同上」

〔イ〇ハ 同上〕

ニ 保険会社又はその子会社が国内の会社（法第一百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算して

五十六条の二第二項第二十四号を除き、以下同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四 「略」

2 「略」

(特定取引勘定)

第五十三条の六の二 「略」

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

「一〇三 略」

四 金銭債権(第五十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもって表示されるもの、円建銀行引受手形(銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。)又は貸付債権(外国において取引されるものを含む。)に限る。)の取得又は譲渡

「四の二〇十七 略」

その基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四 「同上」

2 「同上」

(特定取引勘定)

第五十三条の六の二 「同上」

2 「同上」

「一〇三 同上」

四 金銭債権(第五十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第八号に掲げる証書をもって表示されるもの又は円建銀行引受手形(銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。)に限る。)の取得又は譲渡

「四の二〇十七 同上」

〔3〕5 略〕

(専門子会社の業務等)

第五十六条 「略」

〔2〕4 略〕

5 法第六十六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第十一項第二号及び第二百十条の七第八項第二号において同じ。)に登録されている株式の発行者である会社(以下この条及び第二百十条の七において「上場会社等」という。)

〔〕以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二條第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日(会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後二十年を経過していない会社とする。

6 法第六十六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とす

〔3〕5 同上〕

(専門子会社の業務等)

第五十六条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 法第六十六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。)に登録されている株式の発行者である会社(以下この条及び第二百十条の七において「上場会社等」という。)

〔〕以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二條第一項に規定する中小企業者をいう。第十項及び第十五項において同じ。)である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日(会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後二十年を経過していない会社とする。

6 法第六十六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、

る。

〔一〇十 略〕

7
〔略〕

8 法第百六条第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

〔一・二 略〕

9 第五項に規定する会社のほか、新興企業者等も、保険会社の特定子会社（法第百六条第一項第十三号に規定する特定子会社をいう。以下この章において同じ。）が当該新興企業者等の出資者であり、かつ、第五項に規定する会社であつた会社が新興企業者等となつたときに、当該特定子会社が次に掲げるいずれかの要件に該当している場合には、当該特定子会社がその要件に該当している場合に限り、当該保険会社に係る同号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

〔一〇三 略〕

10
〔略〕

11 第五項に規定する会社及び第九項の規定により法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社のほか、次に掲げる会社については、同号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〇十 同上〕

7
〔同上〕

8 法第百六条第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

〔一・二 同上〕

9 第五項に規定する会社のほか、新興企業者等も、保険会社の特定子会社（法第百六条第一項第十三号に規定する特定子会社をいう。第十四項及び第十五項並びに第五十八条の七第三項において同じ。）が当該新興企業者等の出資者であり、かつ、第五項に規定する会社であつた会社が新興企業者等となつたときに、当該特定子会社が次に掲げるいずれかの要件に該当している場合には、当該特定子会社がその要件に該当している場合に限り、当該保険会社に係る同号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

〔一〇三 同上〕

10
〔同上〕

11 第五項に規定する会社及び第九項の規定により法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担

一 議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第五項に規定する会社又は第九項の規定により法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していた会社であつて、その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二 議決権を特定子会社に取得された時に第五項に規定する会社に該当していた会社であつて、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

12 第九項及び前項（第二号を除く。）の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項及び前項中「第百六条第一項第十三号」とあるのは、「第百六条第一項第十四号」と読み替えるものとする。

保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社及び第九項の規定により法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していたものも、その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

12 第九項及び前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項及び前項中「第百六条第一項第十三号」とあるのは、「第百六条第一項第十四号」と読み替えるものとする。

13 第九項及び第十一項の規定は、第八項に規定する会社に該当して
いたものについて準用する。この場合において、第九項及び第十一
項中「第百六条第一項第十三号」とあるのは、「第百六条第一項第十
五号」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会
社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

〔14・15 略〕

16 法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、
次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 〔略〕

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の
業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提
供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受
けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主と
して行うものに限る。）

三 次条第二項第二十六号の三に掲げる業務

〔17・18 略〕

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 〔略〕

2 法第百六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは
、次に掲げるものとする。

〔一〕二十二 略

二十三 機械類その他の物件を使用させる業務（法第九十八条第一

13 第九項及び第十一項の規定は、第八項に規定する会社に該当して
いたものについて準用する。この場合において、第九項及び第十一
項中「第百六条第一項第十三号」とあるのは、「第百六条第一項第
十五号」と読み替えるものとする。

〔14・15 同上〕

16 〔同上〕

一 〔同上〕

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の
業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提
供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受
けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うもの
に限る。）

〔号を加える。〕

〔17・18 同上〕

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕二十二 同上

二十三 機械類その他の物件を使用させる業務（金融庁長官が定め

項第十二号に掲げる業務が行われない場合を除く。）

二十四 次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該団体の発行する社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式若しくは持分に係る配当を受け取ること又は株式若しくは持分に係る売却益を得ることを目的として当該団体の発行する株式若しくは持分を取得すること。

ホ 当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

〔二十五～四十七 略〕

〔3～6 略〕

（保険持株会社の子会社の範囲等）

る基準により主として法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

二十四 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

〔号の細分を加える。〕

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

〔二十五～四十七 同上〕

〔3～6 同上〕

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十条の七 「略」

〔2〕4 略〕

5 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第一号に該当する会社のうち第五十六条第六項第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

〔一・二 略〕

6 「略」

7 法第二百七十一条の二十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

〔一・二 略〕

8 第四項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

一 議決権を保険持株会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつ

第二百十条の七 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一・二 同上〕

6 「同上」

7 法第二百七十一条の二十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

〔一・二 同上〕

8 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規

ては、当該保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第四項に規定する会社に該当していた会社であつて、その議決権が当該保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二 議決権を特定子会社（法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する特定子会社をいう。以下この号、第十一項及び第十二項において同じ。）に取得された時に第四項に規定する会社に該当していた会社であつて、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

9 前項（第二号を除く。）の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第二百七十一条の二十二第一項第十三号」とあるのは、「第二百七十一条の二十二第一項第十四号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令」とあるのは「第二百七十一条の二十二第一項第十五号に規定する内閣府令」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）とあるの

定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

9 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第二百七十一条の二十二第一項第十三号」とあるのは、「第二百七十一条の二十二第一項第十四号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第二百七十一条の二十二第一項第十三号」とあるのは、「第二百七十一条の二十二第一項第十五号」と読み替えるものとする。

は「会社」と読み替えるものとする。

11 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特
定子会社がその取得した第四項若しくは第八項に規定する会社（以
下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）は、第五項に
規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する第八項の
内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項、次項及び第二
百十条の十四第二項第六号において「事業再生会社」という。）又
は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する
第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項におい
て「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規
事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経
過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権に
あつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五十
六条第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するもの
に限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受
けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当
該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに
処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社
及び当該地域活性化事業会社（以下この項及び第二百十条の十四第
二項第六号において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処
分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該保険持
株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する
内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該保険持株会

11 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特
定子会社（法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する特
定子会社をいう。次項において同じ。）がその取得した第四項若し
くは第八項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開
拓会社」という。）は、第五項に規定する会社若しくは第九項におい
て読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するも
の（以下この項、次項及び第二百十条の十四第二項第六号におい
て「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前
項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該
当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）
の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつて
はその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び
地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経
過する日（当該議決権が第五十六条第六項に規定する会社（同項第
五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であ
つて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の
日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下
この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分
野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下
この項及び第二百十条の十四第二項第六号において「新規事業分野
開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野
開拓会社にあつては当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二

社に係る同項第十四号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該保険持株会社に係る同項第十五号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項及び第二百十條の第十四第二項第六号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔12〕
〔15〕
略

十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該保険持株会社に係る同項第十四号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該保険持株会社に係る同項第十五号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項及び第二百十條の第十四第二項第六号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔12〕
〔15〕
同上

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この府令は、令和八年六月十五日から施行する。ただし、第一条中銀行法施行規則第十七条の三第二項第十一号の改正規定、第二条中信用金庫法施行規則第六十四条第三項第十一号の改正規定、第三条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第三項第十一号の改正規定及び第四条中保険業法施行規則第五十六条の二第二項第二十三号の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。